

## かほく市通学路安全推進協議会 規約

### (名 称)

第1条 本会は「かほく市通学路安全推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、かほく市において、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するために策定した「かほく市通学路交通安全プログラム」の実現に向け検討を行うことを目的とする。

### (構 成)

第3条 協議会は、PTA 代表者、学校関係者、市民代表及び道路管理者、警察関係者などにより構成する。

### (会 長)

第4条 協議会には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、かほく市町会長区長会連合会長が務め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、PTA 連合会長が務め、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 協議会は、会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の委員報酬は支給しない。

### (幹事会)

第6条 協議会には会の運営、委員等への連絡調整などを行う幹事会を設置する。

2 幹事会には幹事長を1名置き、幹事長は、かほく市教育長が務める。

3 協議会の進行及び関係機関等への連絡調整は、かほく市教育委員会学校教育課、かほく市市民部市民生活課(防災環境対策室)、かほく市産業建設部都市建設課が行う。

### (解 散)

第7条 協議会は、所期の目的を達成したとき解散するものとする。

### (その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

### 附 則

この規約は、平成26年2月27日から施行する。